

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第3号

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則（平成20年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>の規定により、<u>幼児、児童又は生徒</u>（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教員に係る認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指導が不適切な教員の認定）</p> <p>第3条 県教育委員会は、<u>法第25条の2第1項</u>の認定に当たっては、<u>県立学校の教員</u>にあっては当該県立学校の校長からの、<u>市町立学校の教員</u>にあっては当該学校を所管する市町教育委員会教育長（以下「校長等」という。）からの申請によって行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（指導の改善の程度に関する認定）</p> <p>第5条 県教育委員会は、<u>法第25条の2第4項</u>の認定に当たっては、当該教員に対する同条第1項に規定する研修の状況を勘案して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（意見陳述の機会の付与）</p> <p>第6条 県教育委員会は、<u>法第25条の2第1項及び第4項</u>の認定に当たって必要があると認めるときは、当該判断の対象となる教員</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条第6項</u>の規定により、<u>児童、生徒又は幼児</u>（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教員に係る認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指導が不適切な教員の認定）</p> <p>第3条 県教育委員会は、<u>法第25条第1項</u>の認定に当たっては、<u>県立学校の教員</u>にあっては当該県立学校の校長からの、<u>市町立学校の教員</u>にあっては当該学校を所管する市町教育委員会教育長（以下「校長等」という。）からの申請によって行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（指導の改善の程度に関する認定）</p> <p>第5条 県教育委員会は、<u>法第25条第4項</u>の認定に当たっては、当該教員に対する同条第1項に規定する研修の状況を勘案して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（意見陳述の機会の付与）</p> <p>第6条 県教育委員会は、<u>法第25条第1項及び第4項</u>の認定に当たって必要があると認めるときは、当該判断の対象となる教員に意</p>

改正前	改正後
<p>に意見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第9条 法第25条の3に規定する措置については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2第1項の規定に基づき、審査請求をすることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、事実の確認方法その他法第25条の2第1項及び第4項の認定の手續に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第9条 法第25条の2に規定する措置については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2第1項の規定に基づき、審査請求をすることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、事実の確認方法その他法第25条第1項及び第4項の認定の手續に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。